

**権利情報の共有化における
著作者・実演家の氏名表示等に関するガイドライン**

2008年4月14日

デジタル時代の著作権協議会（CCD）

著作権ビジネス研究会

目次

I はじめにーガイドラインの趣旨

- 1 ガイドラインの目的
- 2 ガイドラインの位置づけ
- 3 見直し

II ガイドラインの内容

- 1 デジタルデータにおける「氏名並びに作品名」の表示に関する基本事項
 - (1) 使用する文字水準（規格）について
 - (2) 外字の対応について
 - (3) 全角・半角の取扱について
- 2 「氏名表示」に関する事項
 - (1) 氏名表示について
 - (2) アルファベットによる氏名表示について
 - (3) 外国の権利者の氏名表示について
- 3 「作品名表示」に関する事項
 - (1) アルファベットによる作品名の表示について
 - (2) 外国の作品の表示について
 - (3) 冠詞等の取扱について

III その他今後検討を要する課題

I はじめに ー ガイドラインの趣旨

1 ガイドラインの目的

2002年に政府により策定された知的財産戦略大綱において、今後わが国がよって立つべき「知的財産立国」の基本方針が示されて以来、毎年、知的財産推進計画が策定され、これに基づき著作権など知的財産の創造、保護、活用に向けた様々な取組みがなされている。

デジタル時代の著作権協議会(CCD)においても、国の方針である著作権など知的財産の創造、保護、活用に資するため、デジタルネットワークにおけるコンテンツ流通の基盤となる権利情報等のDB構築、情報共有化に向けた検討を継続している。その結果として、2003年には「著作権等の権利関連団体における情報管理のあり方」、2004年には「コンテンツ流通の促進に必要となる権利情報の共有に向けた環境整備のあり方」の二つの報告書を取りまとめ、具体的に権利者IDやコンテンツIDに関する体系(CCD-IDモデル)の提言を行った。

一方、この提言に基づき、各著作権等管理団体において権利者情報や作品(コンテンツ)情報のDB構築や情報共有化にむけた取組みが具体化されてきているが、それぞれの事業を推進するうえで、デジタル表示における著作者・実演家名や作品名の表示について、解決すべき課題があることが顕在化してきた。

本ガイドラインは、著作権法に定める著作者等の氏名表示と共有化を前提とするデジタルデータにおける表示との間の調整を図り、円滑な権利情報等の共有化を推進し、ひいてはコンテンツ流通の促進に資することを目的とするものであり、著作権等権利者の立場から提案するものである。

2 ガイドラインの位置づけ

本来、著作者名や実演家名の氏名表示は、著作権法に定められた人格権であり、厳格に守られなければならない。(著作権法第 19 条、第 90 条の 2)

ところが、コンピュータにより処理されるデジタルデータにおいては、使用できる文字に限りがあり、著作者等が定める氏名表示や作品の題名に用いられる文字がコンピュータで通常使用される文字の範囲では表示できないことがある。

この問題について、これまでは各権利者団体などで権利者や作品の DB 構築にあたり外部とのデータ互換を考慮する必要があまりなかったため、各々独自の対応を取っていた。

すなわち、

- ① 外字コードにより独自に文字を作成する。
- ② 一般に使用されている文字水準にある類字を用いる。
- ③ 当該文字のみ「かな」により入力する。

などである。

一方、経団連におけるコンテンツ・ポータルサイト(JAPACON)の構築や創作者団体協議会における創作者ポータルサイトの検討がなされるなど、DB の構築、情報の共有化が進展するにともない、この氏名表示の問題は深刻なものとなってきた。

CCD がこれまでに提言してきたとおり、権利者団体とコンテンツホルダーがそれぞれの持分である「権利者名簿」と「作品(コンテンツ)メニュー」を相互補完することは、単に当事者間の事柄ではなく、通信・流通事業やシステム関連事業をも含めてデジタルネットワークにおけるコンテンツ流通全体にとって、情報の正確性の確保やデータ整備のコスト低減に繋がることであり、いわば市場活性化の基盤をなすものである。

それゆえに、これまでのように各団体・事業者内部だけで完結させるのではなく、外部との情報共有=データ互換を前提にこの問題に取り組む必要がある。

この問題の根本的な解決には、一般に普及するコンピュータの使用文字が拡張され、現に氏名表示等に用いられている全ての文字が備えられなければならないが、現実的ではない。

そこで、何らかの対処策を講ずることが必要となるが、人格権を有する原権利者との円滑な調整を進めるうえで、直接関係がある各権利者団体が責任を持って対応することが、最も適切であるといえる。

以上のことから、本ガイドラインは、CCD会員団体のアンケート結果に基づき権利者団体が中心となって問題への対処策を提案するものであり、各権利者団体やコンテンツホルダーがこのガイドラインに沿ってデータを整備しDBを構築することを期待するものである。

ただし、本ガイドラインはあくまでもデジタルデータでの情報共有のために調整策を示したものであり、法定の要件である氏名表示に影響を及ぼすものではないことはあらためて言うまでもない。

なお、CCDにおいて検討を重ねるなかで確認された諸課題についても、あわせて本ガイドラインに取りまとめているが、氏名表示等の提案と同様に関係者で取り組みがなされるよう期待される。

3 見直し

本ガイドラインは、検討を行った2008年3月時点での状況により作成したものである。したがって、各権利者団体等でのDB構築の進捗や各コンピュータシステムで共通の文字水準の改定等、状況の変化に応じ適宜見直しをすることが必要と考えられる。そのため、本ガイドライン策定後も、CCDにおける検討を継続し、ガイドラインの改善、拡充を行っていくこととする。

Ⅱ ガイドラインの内容

1 デジタルデータにおける「氏名並びに作品名」の表示に関する基本事項

(1) 使用する文字水準（規格）について

権利者情報・作品情報のDB構築や情報の公開・共有化にあたっては、現状において、財団法人日本規格協会が選定・公布した「日本工業規格（いわゆるJIS規格）」のJIS漢字コードのうち、「JIS第2水準」までの範囲の文字を用いることが望ましい。

(2) 外字の対応について

著作者・実演家が指定する氏名等の表示において「JIS第2水準」の範囲を超える文字・記号等が使用され、それが正しく表示できない場合には、当該著作者・実演家の承諾を得て、「JIS第2水準」までの範囲の類字に置き換えて表示することができるものとする。

この場合、類字に置き換えることについて、著作者・実演家からどのような手続きで承諾を得るかということについては、各権利者団体においてルールを定める必要がある。

また、各権利者団体において類字を用いてデータを作成し公開することについては、そのことを対外的に明示し、著作者・実演家が指定する文字、いわゆる「正字」が確認できる手立てを取ることが期待される。

(3) 全角・半角の取扱について

氏名及び作品名の表示にあたっては、「全角表示」とすることが望ましい。

なお、フリガナにおける「全角・半角」の取扱については、現状では共有化する必要性が少なく、各権利者団体やコンテンツホルダーの判断に委ねることとするが、将来的にネットワークを通じて横断的に検索する場合の検索キー項目として用いることとなるときには、この部分のガイドライン策定の必要性があると思われる。

また、海外の著作者・実演家などの氏名表示、並びに、外国語表示の作品名に対応するうえで、半角でのアルファベット表示の情報を併せ持つことも必要になることが考えられる。

2 「氏名表示」に関する事項

(1) 氏名表示について

姓名を1カラムとして、姓名の間に1スペース空けることが望ましい。

著作者や実演家は、筆名や芸名を用いる場合があり、当然に氏名表示はその筆名や芸名によりおこなわれることとなるが、各権利者団体においては、本人を特定するための管理が必要となる。

また、同一の著作者が作品単位で氏名表示に異なる文字を用いる場合（さいとう：「斉藤」「齋藤」「斎藤」など）や作品単位で異なる氏名の読み方をする場合（水上：「みなかみ」「みずかみ」など）の対応も同様の対応をとることとなる。

なお、各権利者団体においては、複数の同姓同名の著作者等がいる場合の特定について、本人の生年月日、作品名などにより管理することが求められる。

この場合、個人情報の保護などの観点から慎重な情報管理が求められることは言うまでもない。

(2) アルファベットによる氏名表示について

海外との情報交換が行われる場合、著作者や実演家の氏名表示はアルファベットで表記されることが通常であるが、そのスペルについては、当該著作者等が指定した文字を用いることを原則とする。

ただし、各権利者団体において、表記に関するルールがある場合にはそれによることができるものとする。

(3) 外国の権利者の氏名表示について

外国の著作者・実演家の氏名表示については、アルファベットによる表記とすることが望ましい。

なお、権利者団体において、原語による氏名表示も情報として管理している場合には、アルファベット表記とあわせて公開することも考えられる。

外国の著作者・実演家の氏名表示をカタカナにより行う場合、置き換え方によって表示が異なることとなる（例：「ビ」と「ヴィ」、「ズ」と「ヅ」など）。

当面は、各権利者団体のルールに委ねることとするが、将来的にネットワークを通じて横断的に検索する場合の検索キー項目として用いるなど必要となる

ときには、この部分のガイドライン策定の必要性があると思われる。

外国の著作者・実演家の氏名表示における姓名の順番については、基本的に一般に用いられる順番とすることが考えられるが、国際慣行などによりルール化され既に多くの事例がある場合には、それによることも可能と考えられる。

(例：「John Lennon」か「LENNON, John」か)

この場合、国際慣行などによりルールを有する権利者団体においては、一般に用いられる順番への機械的な転換や、データの二重化など情報の共有化に向けた対応を、今後検討することが求められる。

3 「作品名表示」に関する事項

(1) アルファベットによる作品名の表示について

海外との情報交換が行われる場合、作品名表示はアルファベットで表記されることが通常であるが、そのスペルについては、当該著作者等が指定した文字を用いることを原則とする。

ただし、各権利者団体において、表記に関するルールがある場合にはそれによることができるものとする。

なお、日本コンテンツの海外展開の際には、正しく著作者・実演家名や作品名を表示させ、無断改変などのトラブルを防止する必要があるが、厳格な条件を盛り込んだ契約書の作成など、各権利者団体やコンテンツホルダーにおける適切な対応が求められる。

(2) 外国の作品の表示について

外国の作品の表示については、アルファベットによる表記とすることが望ましい。

なお、権利者団体において、原語による作品表示も情報として管理している場合には、アルファベット表記とあわせて公開することも考えられる。

外国の作品名表示をカタカナにより行う場合、置き換え方によって表示が異なることとなる（例：「ビ」と「ヴィ」、「ズ」と「ヅ」など）。

当面は、各権利者団体のルールに委ねることとするが、将来的にネットワークを通じて横断的に検索する場合の検索キー項目として用いるなど必要となるときには、この部分のガイドライン策定の必要性があると思われる。

(3) 冠詞等の取扱について

外国の作品名における英語の「THE」、仏語の「La」などの冠詞の取扱いについては、基本的に一般に用いられる順番(そのまま頭に残す)ことが考えられるが、国際慣行などにより最後に移動させるルールがある場合には、それによることも可能と考えられる。

(例：「酒とバラの日々」

「THE DAYS OF WINE AND ROSES」か「DAYS OF WINE AND ROSES, THE」か)

この場合、国際慣行などによりルールを有する権利者団体においては、一般に用いられる順番への機械的な転換や、データの二重化など情報の共有化に向けた対応を、今後検討することが求められる。

Ⅲ その他今後検討を要する課題

著作権・著作隣接権の管理が終了した場合や、権利の保護期間が満了した場合の権利情報の管理及び共有化をどのように扱うべきかについては慎重な検討を要するところである。

権利の保護期間が満了した場合には、それまで管理を行ってきた権利者団体が権利消滅(PD)の情報を提供すれば問題はない。

ただし、二次的著作物については、その権利を管理する権利者団体が情報を整備し、共有化にむけた対応を取ることとなる。

一方、管理が終了した場合、他の権利者団体に管理が委託されているときにはその団体が権利情報の管理及び共有化を行うこととなるが、著作者・実演家が権利者団体に所属しないときには、個人が行わなければならないと実際困難といわざるを得ない。

将来的には、これら個人権利者の情報も含めた情報の窓口の整備が求められるところであるが、実現に向けては、単に権利者団体での対応のみならず、コンテンツホルダーその他関係者、さらには国も含め官民一体となって取り組むべき課題であると考えられる。

以上